参考資料４

社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー等に対する年金相談研修の実施について

目　　的

「業務改革プログラム」に基づく取組みとして行う研修であり、民間における年金相談の促進と質の向上を図ることを目的とする。

実施方法

社会保険労務士、ファイナンシャルプランナーの代表団体を通じ、相談業務における留意点や具体的な相談事例などについて団体別に研修を実施する。

全国社会保険労務士会連合会	日本ファイナンシャルプランナーズ協会	金融財政事情研究会
（全会員：約３万人）	（全会員：約14万人）	（全会員：約１万人）
↓	↓	↓
初回の研修は社会保険労務士を対象として実施。 平成18年3月17日（金） 受講者130名　厚生労働省会議室 (応募者多数のため追加開催を検討中)	平成18年10月上旬に開催する「ＦＰフェア」会場において研修を実施予定 （協会と調整中）	平成18年6月または7月に社会保険労務士と同規模の研修を実施予定（調整中）

（3）相談業務の質の向上

参考　※「業務改革プログラム」より抜粋

（到達目標）
○　すべての国民が年金相談及び年金電話相談に満足できるものとなるよう、質の向上を図る。

（これまでの取組）
○　年金相談件数の増加に対応し、かつ、相談者のニーズに応じた的確な対応を行うことができるよう、
・　社会保険労務士の資格を有する者への年金相談員の委嘱
・　年金相談員の研修の定期的な開催
等を実施。

（今後の取組）
○　年金相談員のスキルに応じた研修の実施、年金相談業務のマニュアル作成等により、年金相談員のレベルの統一化・向上を図るとともに、円滑かつ効率的に対応できる相談体制を整備。

【実施スケジュール】
平成17年度　年金相談員のスキル把握及び研修カリキュラムの作成
平成18年度　年金相談員担当者のレベル別研修の実施

○　民間における年金相談を促進するため、社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー等に対する年金相談研修の実施【平成17年度中に開始】。